現 行 改訂 摘 要 第2章基本施設舗装 第2章基本施設舗装 第4節空港舗装工 第4節空港舗装工 2-4-4 コンクリート舗装工 2-4-4 コンクリート舗装工 19. 目地 19. 目地 5) 収縮目地 5) 収縮目地 (1)収縮目地の構造は、カッタ切断によるダミー目地とし、横方向施工目地を横方向収 (1)収縮目地の構造は、カッタ切断によるダミー目地とし、横方向施工目地を横方向収 縮目地の設計位置に合わせる場合は、突合せ目地とする。 縮目地の設計位置に合わせる場合は、突合せ目地とする。 (2) 受注者は、カッタ目地を規定の深さまで舗装面に対して垂直にコンクリートカッタ (2) 受注者は、カッタ目地を規定の深さまで舗装面に対して垂直にコンクリートカッタ で切込み、注入目地材を注入する方法で施工しなければならない。 で切込み、注入目地材を注入する方法で施工しなければならない。 ただし、カッタで切る前にコンクリート版に亀裂が入ることを防ぐために、約30mに1箇 ただし、カッタで切る前にコンクリート版に亀裂が入ることを防ぐために、約30mに1箇 所のこみぞ型目地を、打込み目地で施工しなければならない。打込み目地は、設計図書の 所のこみぞ型目地を、打込み目地で施工しなければならない。打込み目地は、設計図書の 定めに 定めによる。 (3)収縮目地以外の箇所にひび割れが生じないよう、断面を局部的に減少させるひび割 れ促進材(三角材)を設ける等の措置を講じなければならない。

(現行H28. 4)	改訂	現行ページ	備	考
Ⅳ 工事実施要領	Ⅳ 工事実施要領			
1 一 般	1 一 般			
(1) 工事区分	(1) 工事区分			
工事の区分は、次のとおりとする。	工事の区分は、次のとおりとする。			
① 工事の場所による区分(別図(1)参照)	① 工事の場所による区分 (別図(1)参照)			
a. 滑走路又は過走帯における工事	a. 滑走路又は過走帯における工事			
b. 滑走路ショルダー (所定の幅、強度及び表面を有し、滑走路の両側に接する区域をいう。	b. 滑走路ショルダー (所定の幅、強度及び表面を有し、滑走路の両側に接する区域をいう。			
以下同じ。)における工事	以下同じ。)における工事			
c. 着陸帯(1) (着陸帯のうち非計器用着陸帯として確保すべき部分であって滑走路、過走	c. 着陸帯(1) (着陸帯のうち非計器用着陸帯として確保すべき部分であって滑走路、過走			
帯及び滑走路ショルダーを除いたものをいう。以下同じ。)における工事	帯及び滑走路ショルダーを除いたものをいう。以下同じ。)における工事			
d. 着陸帯(2) (着陸帯のうち滑走路、過走帯、滑走路ショルダー及び着陸帯(1)を除いた部	d. 着陸帯(2) (着陸帯のうち滑走路、過走帯、滑走路ショルダー及び着陸帯(1)を除いた部			
分をいう。以下同じ。)における工事	分をいう。以下同じ。) における工事			
e. 誘導路(エプロン誘導路及び高速脱出誘導路を含む。以下同じ。)又はエプロンにおけ	e. 誘導路(エプロン誘導路及び高速脱出誘導路を含む。以下同じ。)又はエプロンにおけ			
る工事	る工事			
f. 誘導路ショルダー (所定の幅、強度及び表面を有し、誘導路の両側に接する区域をいう。	f. 誘導路ショルダー (所定の幅、強度及び表面を有し、誘導路の両側に接する区域をいう。			
以下同じ。)における工事	以下同じ。)における工事			
g. 誘導路帯 (固定障害物の設置が禁止されている誘導路に接した区域であって誘導路ショ	g. 誘導路帯 (固定障害物の設置が禁止されている誘導路に接した区域であって誘導路ショ			
ルダーを除いた部分をいう。以下同じ。)又はエプロンショルダー(所定の幅、強度及	ルダーを除いた部分をいう。以下同じ。)又はエプロンショルダー(所定の幅、強度及			
び表面を有し、エプロンの縁に接する区域をいう。以下同じ。)における工事	び表面を有し、エプロンの縁に接する区域をいう。以下同じ。)における工事			
	h. 滑走路端安全区域(1) ((以下、「RESA(1)」という。) 滑走路端安全区域 (航空機が		制限区域内工事	実施指針の改訂
	オーバーラン又はアンダーシュートを起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、			
	着陸帯の両端に設けられる施設をいう。以下同じ。))のうち、幅は滑走路幅の2倍、長			
	さは着陸帯から90m (別図(1)参照)における工事			
	i. 滑走路端安全区域(2) ((以下、「RESA(2)」という。) 滑走路端安全区域のうち、RE			
h. その他の区域(上記 a. ~g. に掲げる区域以外の区域をいう。以下同じ。)におけるエ	SA(1)を除いた範囲をいう。)における工事 j. その他の区域(上記 a. ~i. に掲げる区域以外の区域をいう。以下同じ。)における工			
n. てい他の区域 (上記 a. ~g. に拘りる区域及外の区域をいり。以下向し。) におりる工	J. ての他の区域(工能 a. ~1. に摘ける区域以外の区域をいう。以下向し。)(これ)る工事			
② 使用する機械等による区分	② 使用する機械等による区分			
a. 大型機械を使用する工事	a. 大型機械を使用する工事			
b. 小型機械のみを使用する工事	b. 小型機械のみを使用する工事			
c. 人力のみによる工事	c. 人力のみによる工事			
(2) 工事期間中における臨時の飛行場標識施設	(2) 工事期間中における臨時の飛行場標識施設			
① 次の施設の新設工事を実施する場合(施設制限を伴う工事を実施する場合を除く。)	① 次の施設の新設工事を実施する場合(施設制限を伴う工事を実施する場合を除く。)			
a. 滑走路	a. 滑走路			
供用中の滑走路と識別するため、飛行場標識施設のうち滑走路末端標識、指示標識及	供用中の滑走路と識別するため、飛行場標識施設のうち滑走路末端標識、指示標識及			
び目標点標識(改正前の接地点標識を含む。以下同じ。)については、供用開始まで航				
空機から視認できないようにするための措置を講じ、舗装面上に別図(2)に示す禁止標	空機から視認できないようにするための措置を講じ、舗装面上に別図(2)に示す禁止標			

(現行H28. 4)	改訂	現行ページ	備	考
識を設置するものとする。なお、制限区域外において滑走路の新設工事を実施する場合 も同様の措置を実施する必要がある。	識を設置するものとする。なお、制限区域外において滑走路の新設工事を実施する場合 も同様の措置を実施する必要がある。			
b. 誘導路	b. 誘導路 供用中の誘導路と識別するため、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中のエプロンと識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。 c. エプロン 供用中の誘導路又はエプロンと識別する必要が生じた場合、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。 ② 供用の休止にり工事を実施する場合 使用の休止にり工事を実施する場合 使用の休止により工事を実施する場合 使用の休止を明示するため、飛行場標識施設のうち清走路末端標識、指示標識及び目標点標識については、供用開始まで航空機から視認できないようにするための措置を講じ、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。 3 次の施設の施設制限を伴う工事を実施する場合。 清走路、過去帯 清走路、過去帯 清走路、過去帯 清走路、過去帯 清走路、過去帯 清走路と施別するため、飛行場標識施設のうち清走路末端標識、指示標識及び目標点標識については、供用開始まで航空機から視認できないようにするための措置を講じ、施設制限を実施する区域の舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、移設する清走路 末端 進入端に別図(3)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中の北プロンと識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。なお、飛行場標識施設のうち施設制限区域の手前の誘導路中心級標識については、使用開始まで航空機から視認を記述可ともありまた。この限りでない。 なお、誘導路を開鎖して工事を実施する場合は、航空機の誤進入対策として禁止区域灯の設置が必要な場合かある。 c. エプロン 使用中のエプロンと識別するため、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中の誘導路と識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。なお、エプロンを開鎖して工事を実施する場合は、航空機の誤進入対策として禁止区域灯の設置が必要な場合がある。		制限区域内工事	実施指針の改訂

(現行H28. 4)	改訂	現行のページ	備	考
をするものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。	をするものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。			
b. 着陸帯(1) 現地盤面から 30cm 以上掘削する場合は、30cm 以内の深さまで埋め戻し、平たんに仕上げるものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 30cm 以内とし、すり付けは最大勾配 1/2 とする。排水工事、ケーブル布設工事等による概ね 30cm 以下の幅の掘削構は、埋め戻すことなく溝状のままにしておくことができる。 c. 着陸帯(2) 工事により発生した掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 1.5m以内とする。ただし、ILS制限区域内の地盤面の処理は、ILS運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。 d. 誘導路ショルダー 現地盤面から 30cm 以上掘削する場合は、30cm 以内の深さまで埋め戻さなければならない。航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面又は埋戻面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2とする。ただし、高速脱出誘導路ショルダーについては a. の規定に、エプロン誘導路ショルダーについては e. の規定に準じて実施するものとする。 e. 誘導路帯及びエプロンショルダー 工事により発生した地盤面の掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 30cm 以内とする。ただし、航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面及び仮置土の表面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。 f. その他の区域 上記の規定を参考にして、工事の場所及び内容に応じた措置を実施するものとする。	b. 着陸帯(1)、RESA(1) 現地盤面から30cm以上掘削する場合は、30cm以内の深さまで埋め戻し、平たんに仕上げるものとする。 既設部分とのすり付けは、最大勾配1/2とする。 埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ30cm以内とし、すり付けは最大勾配1/2とする。 排水工事、ケーブル布設工事等による概ね30cm以下の幅の掘削構は、埋め戻すことなく溝状のままにしておくことができる。 c. 着陸帯(2)、RESA(2) 工事により発生した掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。 埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ1.5m以内とする。 ただし、ILS制限区域内の地盤面の処理は、ILS運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。 d. 誘導路ショルダー 現地盤面から30cm以上掘削する場合は、30cm以内の深さまで埋め戻さなければならない。航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面又は埋戻面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。 既設部分とのすり付けは、最大勾配1/2とする。ただし、高速脱出誘導路ショルダーについては a. の規定に、エプロン誘導路ショルダーについては e. の規定に準じて実施するものとする。 e. 誘導路帯及びエプロンショルダー 工事により発生した地盤面の掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ30cm以内とする。ただし、航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面及び仮置土の表面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。 f. その他の区域 上記の規定を参考にして、工事の場所及び内容に応じた措置を実施するものとする。		制限区域内工事実施指針の	
2 滑走路又は過走帯における工事	2 滑走路又は過走帯における工事			
 (1) いかなる工事も、運航制限を行うことにより、航空機の離着陸しない時間帯を確保し、又は空港の運用時間外において実施することを原則とする。 (2) やむを得ず、施設制限 (滑走路の長さを短縮して使用する制限) により、運用時間内において工事を実施する場合は、別図(5)に示す工事区域を確保するものとする。この場合において、航空機が工事区域側から離着陸する場合を除き、航空機の離着陸時には、空港の設置管理者が指定する区域(以下「指定区域」という。)に作業員、工事機械等を退避させなければならない。 (3) 人力のみによる測量・調査等は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。 	 (1) いかなる工事も、運航制限を行うことにより、航空機の離着陸しない時間帯を確保し、又は空港の運用時間外において実施することを原則とする。 (2) やむを得ず、施設制限(滑走路の長さを短縮して使用する制限)により、運用時間内において工事を実施する場合は、別図(5)に示す工事区域を確保するものとする。この場合において、航空機が工事区域側から離着陸する場合を除き、航空機の離着陸時には、空港の設置管理者が指定する区域(以下「指定区域」という。)に作業員、工事機械等を退避させなければならない。 (3) 人力のみによる測量・調査等は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。 			

(現行H28. 4)	改 訂	現行 ページ	備	考
3 滑走路ショルダーにおける工事 2の規定に準じて実施するものとする。	3 滑走路ショルダーにおける工事 2の規定に準じて実施するものとする。			
 4 着陸帯(1)における工事 (1) 大型機械を使用する工事は、使用方法の制限を行うことにより、航空機の離着陸しない時間帯又は別図(5)に示す工事区域を確保するか若しくは空港の運用時間外に実施するものとする。 (2) 小型機械のみを使用する工事及び人力のみによる工事は、運航制限をしないで実施することができる。滑走路に近接する場所において工事を実施する場合は、航空機の離着陸時には、指定区域に作業員、工事機械等を退避させるものとする。 			制限区域内工事	実施指針の改言
 着陸帯(2)及び隣接するその他の区域における工事 (1) 原則として運航制限をしないで実施することができる。ただし、杭打機械等のように容易に移動できない高さの高い大型機械を使用する工事については、4(1)の規定に準じて実施するものとする。なお、移動式クレーンのように自走により容易に移動することができる高さの高い大型機械を使用する工事については、別図(6)に示す着陸帯工事における内側転移表面を確保し、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。 (2) 着陸帯(2)のうち別図(7)に示す部分は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、工事用機材置場として使用することができる。 (3) 着陸帯(2)のうち、ILS制限区域内での工事の施工に当たっては、ILS運用に従事して 	(1) 原則として運航制限をしないで実施することができる。ただし、杭打機械等のように容易に移動できない高さの高い大型機械を使用する工事については、4(1)の規定に準じて実施するものとする。なお、移動式クレーンのように自走により容易に移動することができる高さの高い大型機械を使用する工事(RESA(2)における工事を除く)については、別図(6)に示す着陸帯工事における内側転移表面を確保し、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。 (2) 着陸帯(2)及びRESA(2)のうち別図(7)に示す部分は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、工事用機材置場として使用することができる。 (3) 着陸帯(2) 及びRESA(2)のうち、ILS制限区域内での工事の施工に当たっては、IL		制限区域内工事	(実施指針の改言
いる者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。 6 誘導路又はエプロンにおける工事 (1) 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯、又は別図(8)に示す工事区域を確保して実施することを原則とする。 (2) 人力のみによる維持修繕工事(大規模なものを除く。)及び測量・調査は、運航制限をしないで実施することができる。	時間帯、又は別図(8)に示す工事区域を確保して実施することを原則とする。			
 7 誘導路ショルダーにおける工事 (1) 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯又は別図(8)に示す区域を確保して実施することを原則とする。 (2) 時間制限により又は運用時間外に工事を実施する場合は、ビーズ入り塗装を行う等、常に誘導路中心線が明瞭に視認できる措置を講じなければならない。 (3) 人力のみによる維持修繕工事(大規模なものを除く。)及び測量・調査は、運航制限をしないで実施することができる。 	 7 誘導路ショルダーにおける工事 (1) 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯又は別図(8)に示す区域を確保して実施することを原則とする。 (2) 時間制限により又は運用時間外に工事を実施する場合は、ビーズ入り塗装を行う等、常に誘導路中心線が明瞭に視認できる措置を講じなければならない。 (3) 人力のみによる維持修繕工事(大規模なものを除く。)及び測量・調査は、運航制限をしないで実施することができる。 			

現行 考 (現行H28. 4) 改訂 備 ページ 9 その他の区域における工事 9 その他の区域における工事 (1) 上記1から8までの規定を参考とし、工事の場所及び内容に応じた措置を実施す (1) 上記1から8までの規定を参考とし、工事の場所及び内容に応じた措置を実施す るものとする。 るものとする。 (2) その他の区域のうち、進入表面及び灯火平面の直下並びにILS制限区域内の工 (2) その他の区域のうち、進入表面及び灯火平面の直下並びにILS制限区域内の工 事の施工に当たっては、空港の設置管理者及び飛行場灯火の設置者並びにILS運 事の施工に当たっては、空港の設置管理者及び飛行場灯火の設置者並びにILS運 用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。 用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。 制限区域内工事実施指針の改訂 - 着陸帯(1) ─滑走路ショルダ**─** ∕─滑走路 一着陸帯(1) - 滑走路ショルダー - 滑走路 RESA(1) 過走帯 誘導路 高速脱出誘導路 高速脱出誘導路~ 誘導路ショルダー エプロン エプロン 高速脱出誘導路ショルダ 高速脱出誘導路ショルダー -誘導路ショルダー 誘導路帯 エプロンショルダー - エプロン誘導路ショルダー ─エプロン誘導路ショルダー - エプロン誘導路 ーエプロン誘導路 別図(1)工事場所区分 新規追加 着陸帯Ⅱ RESA(2) 着陸帯 I ショルダー RESA(2) RESA(1) 滑走路 過走帯 40~90m ショルダー 0~150m 着陸帯 I RESA(2) 着陸帯Ⅱ 別図(1)工事場所区分

全冷工争让惊音 的衣		Т	
(現行H28. 4)	改 訂	現行ページ	備考
第39m			
別図(3)臨時滑走路末端標識	別図(3)臨時滑走路末端標識		
備考 1 臨時滑走路末端標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。 2 臨時滑走路末端標識は、テープ等による方式を用いることができる。	備考 1 臨時滑走路末端標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。 2 臨時滑走路末端標識は、テープ等による方式を用いることができる。		
/ 滑走路末端	滑走路進入端		制限区域内工事実施指針の改訂
過走帯滑走路	過走帯 滑走路		
3. 6m	3. 6m		
別図(4)滑走路末端仮標識(白色又は黄色)	別図(4)滑走路末端仮標識(白色又は黄色)		
備考 滑走路末端仮標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。	備考 滑走路末端仮標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。		



